

笛吹市 国民健康保険通信

みんなの国保を守るために
このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつつけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。医療費と健康について、一緒に考えていきましょう。

平成25年度 国民健康保険証を郵送します

現在、皆さんがお持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、3月31日までです。平成25年度の新しい保険証を3月下旬に送付します。4月からは今お持ちの保険証は使えなくなり、4月になってからも新しい保険証が届かない場合は、お問い合わせください。

国保税に未納がある場合は、「短期被保険者証」または医療費が一旦全額自己負担になる「資格証明書」を発行します。領収証等で納付状況をご確認いただき、納め忘れがある場合は早めに納付をお願いします。

国民健康保険 高齢受給者証のお知らせ

国民健康保険では、70歳になった翌月（1日生まれの方は当月）

から75歳になるまでの間、高齢受給者証が交付されています。所得に応じて負担割合が「3割」または「2割」（平成25年3月31日までは「1割」）となっていて、2割負担の方については、期限付きで1割負担とする緩和措置がとられています。



この措置期限が制度改正によって延長されることになりました。現在1割負担の方に、3月中に期限変更後の高齢受給者証を世帯主あてに郵送させていただきますので、対象者名をご確認の上、4月からご使用ください。

修学中の国民健康保険証のご案内



大学や専門学校などに行くため、笛吹市の家族と離れて生活する場合、引き続き笛吹市の国民健康保険を使用する為に、マル学該当の届出が必要になります。（住所変更をする場合のみ）

手続きに必要なもの
在学証明書
国民健康保険証
印鑑

なお、大学や専門学校を卒業した場合、次の手続きをお願いします。

会社等の社会保険に加入した場合
国民健康保険の資格喪失手続きを国保課窓口で行ってください。
手続きをしないと、保険税が二重にかかってしまいます。

持ち物
国民健康保険証 社会保険証
印鑑

笛吹市以外の自治体に居住し、社会保険に加入していない場合
国民健康保険は、現住所がある自治体で加入します。

持ち物
笛吹市
国民健康保険証 印鑑
居住地
笛吹市で発行する資格喪失証明書
印鑑

笛吹市に居住し、社会保険に加入しない場合

マル学非該当届を行ってください。
持ち物
国民健康保険証 印鑑

問合せ先
国民健康保険課 国保総務担当
055(262)4111